

日本政府は昨（けふ）7月6日、従軍慰安婦調査
の中間発表をした際、「強制連行を裏づける
資料はなかった」とコメントした。

今（けふ）3月23日、参議院予算委員会において
清水澄子議員は次の質問をした。

「政府は強制と立証する資料がないと表明し
ておられるわけですが、政府が考えら
れる強制というのとはどのような内容でござい
ますか」

これに対し政府は、

「物理的に強制を加えざるのみならず、脅かし
、あるいは恐怖させて本人の自由な意志に反
してある種の行為をさせること、
という見解を示した。

従軍慰安婦制度における強制についての政
府見解は昨（けふ）7月6日と今（けふ）3月23日の二者
とは微妙な違いがある。

「強制連行を裏づける資料はない」という時の
強制は徴集時の「物理的強制」つまり、暴
力的連行を意味していたが、「脅かし、恐怖さ

せし、本人の意志に反してある種^の行為をさせると、と規定した時には、「ある種^の行為」が必ずしも徴収時^にだけ行われるとはなく、それ以降の「強制」も含んでいると捉えても無理のない内容となった。

徴収時^における物理的暴力的強制^に連行^は~~た~~
~~た事実として自ら手と下した当事者である国~~
が自らその実態を解明するかにする責任がある。

~~と同時に~~ 甘言、詐欺的言辞、暴力、公権

力に訴えて、あるいは前借金を与えられる等
様々な徴収形態があったか。徴収の形態にか
かわらず、慰安所^において「本人の意志に反
して」加えられた「強制」に訴えて女性たち
が決定的な被害を受けたことはあらためてい
ふまでもない。

ここには慰安所^においてどのような強制が
加えられたか、ハ・ポンヂエ^大、宋神道^大と
二人の在日の元慰安婦の証言と政府公表資料
その他をみておこう。(1991年10月没)

7/14/1943

1943/11/1 金沢

3

●債務奴隷

そもそも、将兵の性病予防、侵略地住民への強姦防止策として何らかの対応策が必要と考えられた時、いとも容易に慰安所制度が発達した背景には公娼制度を温存させてきた歴史がある。

公娼制度は風紀取締り、性病の蔓延防止等の目的で一定区域に限った女の性を売買するものを公許娼制度である。
また、慰安所制度を実施していく過程で早は、口入れ屋、遊廓の楼主等とに協力と要請

とあり、人材が慰安所婦徴集^{及び}、慰安所経営業者に流れた結果として、公娼制度下における女性たちの人身拘束の方法が慰安所にも反映された。

その最たるものが前借金制度である。

たとえば、1943年秋冬、咸鏡北道興南から釜山、下関、門司、鹿児島、那覇を経て、1944年秋、沖縄の渡嘉敷島に運送された。不
ンキミは、「女紹介人」から「南の島へ行つて働けば身をして金が儲かる」と声をかけた

られ、^{12カ}戻した時卓では一銭の前借金も得てはいなかった。だが、渡嘉敷島に着いた時には莫大の借金が負わされていった。約1年かかり、興南から渡嘉敷島まで来るに要した経費がすべてボンギさんの借金として計上されていったのである。

また、1938年忠清南道大田で「人肉^{12カ}フーバー」に「戦地へ行って御国のために力付け金にたどり」と誘われた宋神道さんは、平壤、天津、漢口を経て武昌に連行された。神道さん

は下付髪を千て、千ヨコリを着ていたが、業者は「その格好では仕事にはならない。金のことでは心配しなくてよいから好きなものを買うように」と天津の衣料品店へ連れて行かれ、ものの、帯、草履、ワンピースなどを買いきらされた。その代金及び武昌に来るまでにかかった経費の借金として負わされていくことを知ったのは、慰安所の小部屋にはじめて入った王軍人の要求を拒否した時である。業者は「軍人の要求に応えないなら、

武昌に來るに要した経費とその他の代を返せ」と可なり。毆る蹴るの暴行を加えた。

遊廓など・民間の場合には、娘の親や保護者と業者の間で前借金^{の額を決定する}のと、それに応じた年俵が決められ、そこを以て契約が成立したか、債務を負わせ、人身を拘束する子という公娼制度下の古典的方法が、慰安所^{安樂地}へ少女たちを運送する際、前借金も与えられ、子を駆使されたのである。

軍の陣中日志に記載されたこの慰安所利用

規定には、利用の際の料金が将校、下士官、兵とそれぞれ階級によつて^{額を}定められていたが、慰安婦とされた女性たちの証言によつて、^{「金は一銭も受けてゐない」と}「金は一銭も受けてゐない」と言つてゐるものが多数ある。その^{誤差は}慰安所内は女性を拘束し、軍人に對する“慰安”行為を強要する方便として変則的の前借金制度が駆使されたためとみられるよう。

不特定多数の軍人を対象にした性行為を未成年少女たちに強要するという、業者にと

2 は 3 お め 2 困 難 の 目 的 を 実 現 し 手 口 と
し 2 債 務 奴 隷 状 態 に お く と い う 方 法 か と し ら
れ た の 2 あ り か。 そ の 特 色 は。

- ① 非 常 に 高 利 子 2 あ り 2 と
- ② そ の 内 容 が 女 性 に 明 示 し 2 た い 2 と
- ③ 様 々 手 口 実 も う け 2 は 新 た 2 の 借 金 か 買
わ せ ら れ る こ と。 正 と し ば、 3 も の や 化 粧 品
等 と し ば 必 ず 業 者 の 手 を 通 し 2。 市 価 の 2 倍
自 由 に 入 手 可 2 と は 禁 じ ら れ、 3 倍 も の
価 値 2 買 わ せ ら れ、 借 金 と し ら れ、 公 休 日 以
外 2

外 に 休 む と、 休 ん た 日 数 の 稼 ぎ 金 を 女 性 が
買 い 2 う 手 口 4 は 5 倍 2 高 か っ た 2 ため。 生 理
や 病 気 の 時 2 も 借 金 が 増 え る の を 嫌 や 2 休
め 2 ない 2 と い う 状 態 に お か れ 2 2 た。

● 慰 安 所 に お け る 拘 束 状 況

慰 安 婦 と し ら れ た 女 性 2 は 慰 安 所 内、 あ り
い は 慰 安 所 の 2 小 近 所 2 け 2 は 行 動 を 制 限 し ら
れ 2 た。

三 井 物 産 立 平 和 新 念 資 料 館 所 蔵 の 山 三 四 七 五
部 隊 内 務 規 定 附 録 第 4 に 「 軍 人 借 金 部 2 困 2

ル規定」にある。その中の「使用者」つまり
将兵に対する項目に次のとおり。

九. 一般ニ業婦ト棚外ニ出テ談話シ又ハ散歩
等行フヲ禁ス

また「管業者」に対する項目の中に次のよう
に。

四. 管業婦ハ条リニ棚外ヲ散歩シ幕舎又ハ作
業場等ニ立入ルヲ禁ス

また、防衛庁防衛研究所所蔵の比島軍政監
部ヒサヤ支部イロイロ出張所イロイロ憲兵

令隊にある「慰安所（匪組匪会館、第一慰
安所）規定送付の件」では、慰安所経営者の
厳守可へることとし、次の項目をあげてい
る。

5. 慰安婦外出ヲ厳重取締

慰安所利用者の厳守可へることとし、

5. 比島軍政監部ヒサヤ支部イロイロ出張所
長ノ許可ナクシテ慰安婦ノ運出シハ堅ク禁
ス

さらに慰安婦に対する

七. 慰安婦散歩ハ、毎日午前八時ヨリ午前十時
マテトシ其ノ他ニアリテハ比島軍政監部ビ
サヤ支部イロイロ出張所長ノ許可ヲ受ケヘ
シ尚散歩区域ハ別表ニ依ル

とし散歩区域を慰安所側の公園に限定
ニとて明示してゐる。

ペ・ボンキエムンがいた慰安所は、渡嘉敷の
集落のほとりの海岸に近い民家が接収工し、
使われてたのだから、ボンキエムンら7人の慰安婦
は住民との接触を禁じられ、行動の範囲は慰

安所より海岸側だけに限られていた。

宋神道さんが武昌の世界館という慰安所に
いた時には、公休日は月に1日。その日は慰
安所の中をせいいっぱい歩いたのも自分た
うで作った食へ、身体を休める程度。外出は
許されなかった。外出が2、3回のは、兵站病
院とされた武漢下谷に軍のトラップで慰
安所に行くか、傷病兵が前線から運送されたこ
ろのうちは、国防婦人会の標を付けて出迎え
る。その程度であった。神道さんは世界館に

約3ヶ所いたが、その内は「監禁されてゐる」
に同じ「T=」と「T=」と、2ヶ所。その後、岳州、
安陸、沔山、宜昌、長安、蕪湖、咸寧等と
の慰安所2ヶ所あり。借金の^{なく}取りと自由の身
とな、そこから外出も許さるようになつた。

このように慰安婦の行動範囲を厳しく制限
した目的は

- ①防諜上の必要性
- ②侵略地住民に対する風紀紊乱防止
- ③逃亡防止

にある。

①の、将兵が慰安所を利用する際の防諜に
ついては軍は非常に神経をとがらせてゐたこ
とは多くの慰安所規定の利用者に対し注意項
目をもうけてゐることから分る。

・利用者ハ防諜ニ関シテ細心ノ注意ヲ払フベ
シ（独立歩兵第一三旅団中隊警備隊軍人俱
幹部利用規定 1944年5月）

・外出ニ際シテハ防諜ニ注意シ軍人俱幹部ニ

於テハ軍紀風紀ヲ嚴正ニシ著シク酒氣ヲ帶
ビタル者ハ出入ヲ禁ス又酒類ヲ持込ムベカ
ラズ (独立歩兵第一三旅団遠山隊 1944年
)

また、次は慰安所設置の目的自体の防諜に
あつたことを示している例である。

風紀ノ肅正並ニ防諜及惡疾予防ノ為自今軍
ニ於テ設置シタル特殊慰安所以外特ニ娼
窟等ニ於テ特殊慰安ヲホムル事ヲ禁ス (独
立自動車第四二大隊第一中隊陣中日誌 19

42年7月)

②の風紀紊乱を危惧している例として以下
がある。

4. 他兵団方面ニテハ国民学校児童がノゾ
キ見風致上不可ナルモノアリノゾケサル
如ク施設セラレ度

5. 風致上妓女ヲシテ附近ヲ隈リニ散策セ
シメサル如ク村民ヨリ申出アリ場所ニヨ
リテハ注意セラレ度 (第六二師団石兵団
会報 1944年9月)

③の逃亡防止について後述する。

●業者及び軍人による脅かし、畏怖、暴力

慰安所創設確立の初期には女子慰安所は軍
直管で開設されたが（1938年上海）、後に業
者と介在させさせたのは“皇軍の威信”保
持と、内外へ与える影響も考慮されたこと
同時により効率的な運営が目されたためであ
る。つまり女性に「本人の意志に反して」性
行為を強要する、という難業を果たすには、その
道の門口にあり業者を任せた方がよいと判断

されたのである。不特定多数と対象に性行為
を強要する手段として女性を借宿奴婢状態に
詐欺的におとし入れ、人身を拘束する、ことは
前述した^{強制と平行して}脅かし、おかし、畏怖させ、ま
ねでもおしつける場合には悲惨な~~暴力~~創設
に加える~~こと~~、女性を抵抗不可能な状態に
おとしめる、という業者の手腕が慰安所経営に
必要とされたのである。

宋神道といふ耳が聞えない。特に右の耳
が聞えない。軍人を拒否すると軍人から

業者からも段々少くなった。段々少くなることは日常茶飯事であったから、いつの間にか当たり前のことになったか分からなかった。という。

業者が長年培った手腕で女性たちを抵抗不可能状態におとし入れたとすべからず、軍人は女性たちにとって存在するものへの畏怖の対象であった。

フィリピンでスバテ島警備隊軍人供養部規定(1942年8月)では慰安所利用の際の服装について次のように規定している。

服装ハ服装ニシテ帯剣シ巻脚絆ヲ穿ツ

その他にも独立歩兵第一三旅団遠山隊の外に出及軍人供養部を用いる規定(1944年)の

第五章 服装ハ軍服ノ軍装トシ兵ニ在リテ

ハ外出時ニ穿ツ腕ニ付ス

とは慰安所利用規定には服装について定められている場合が多い。

宋神道といふことは何か分らないことかたじけなく、とていふか、このことはたゞ軍にこればかり通じたい不便や苦痛を

い、こゝの2はた、慰安所の小部屋に入
室して王軍人が何を考へてゐるのか、皆目
見当^{見当}がつかず、い、帯剣を抜くのはどうも
いかとおびえてゐた、その苦しさを語つてい
る。武昌に通過部隊が宿営するやうな場合には、
何人相手として下から帯剣が擦れあ
う音が響いて、その音に耳をそばたてて
かゝる相手に身体を任せようかと思つたとも語
つてゐる。

実際、兵隊は些細なことで、
||

た。脇腹^{脇腹}に今もまだ生々しく残つてゐる
十数センチの傷跡は、軍人を拒否した時に切
りつけたものであつた。

上海事変から南京占領に至る間、頻りに
強姦防止策として慰安所制度が打ち出され、
~~中国各地に~~ い、た経緯があるが、中国各地
で行つたやうな強姦の慰安所内には持てこた
へてゐるものゝ、宇神道工場の証言が
よく分る。たゞ、慰安所設置後も強姦事件が
頻々と繰返されてゐることは知られてゐる。

子でもはい。

●逃亡の可能性の有無

ポ・ポ・ンキさんの場合、東南からソウル近郊の村、そして釜山の旅館に連れて来られた。この時から監視下に置かれた。シンカポ70~80人の女性が集められてソウルへ行く予定であった。シンカポールから連合軍に奪取された。予定変更となり、内司で約半を内給した。この内に五十数名のうちの四人の女性が監視の目をくぐって逃亡した。幸運にもこの四人の

女性は慰安婦となる運命から逃れ、ここから来た。1944年。日本人でも思うように食料が入りが困難になった時期。どう思うか。生きのびたであろうか。

ポ・ポ・ンキさんら51人の朝鮮女性は神奈川の那覇の慰安所に配送された。20人の他は大東島に十人、慶良島の三つの島にそれぞれ七人ずつ送られた。大東島は文島通り太平洋上の孤島、那覇から50キロ沖合の慶良島の三つの島は①と称する特攻艇の基地で、島の住民も秘匿

作戦漏洩防止のため島の住民も島の内外への出入りは軍の許可制で厳しく制限された。島からの脱出はほぼ不可能であった。

ポンチエールに配る。多くの慰安婦は日本語が分らず。連行された戦地のことも分らず。所持金もなく。日本軍から離れようとする日かゝる金への。ものにも事欠く状態に置かれていた。仮りに逃亡を果たしたとしても。生き残った町や村から遠く離れた戦地へ船や列車を何度も乗りかえて連行されていく。或人

れた女性でも。子しこや年端もない若い少女の場合。故郷へ帰ることは至難であった。

宋神道士は慰安婦と云う区々4〜5年目くらいから借金かたかたり自由の身となつたか。朝鮮へ帰る旅費をこぼれ稼げる。いや稼いでもいいことも国防献金の名目で国及び業者に収奪され続けた。帰れなかった。また。故郷へ帰る条件を整へたにしても。性的“慰安”をした女性を“売女”“醜業婦”と蔑する社会風潮であった当時。結婚するにしても。他の職業に

就く可能性も乏しむべく、女性として絶望せしむる自暴自棄にせむ。

江戸時代公娼制度下にあけ子遊女は遊廊を
^く苦界と稱し、性へ売置と云う苦業にたづな
 ず自ら生命を絶つ者も少くなくあった。平常
 時にあけ子性の蹂躪も死に追いやるほどの苦
 業であつたが、^{就地子}遊女娼女たちへの性の蹂躪
 はさらに生命の危険をもたらしつゝあつた。

日本軍侵略地及び戦場^{の制度化された慰安所へ}に女性を運^送行し、公^{軍隊という}

確力によつて性の蹂躪を行はつたニと總体は

「弾劾」を加えようとした ~~と書いたが、~~
 ので、あきら

1/ $\frac{1}{2} \times 2 = 1$ $\frac{1}{2} \times 2 = 1$ $\frac{1}{2} \times 2 = 1$
 $\frac{1}{2} \times 2 = 1$ $\frac{1}{2} \times 2 = 1$ $\frac{1}{2} \times 2 = 1$

1. 정수리 2. $\frac{1}{2}$ 이하 3. $\frac{1}{2}$ 이하
 4. 정수리 5. $\frac{1}{2}$ 이하

이종석 25%

A handwritten diagram with three ovals. The left oval contains the text 'WIKKA'. An arrow points from this oval to a larger oval on the right containing 'PPT 2' and '211'. Below the right oval is a third oval containing '212'.